

令和元年度

第8回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和元年11月6日(水) 午前10時00分～

場 所 庄原市ふれあいセンター

議案1 農地法第3条の規定による許可について

議案2 農用地利用集積計画(11月29日公告)の決定について

議案3 農地法第4条の規定による許可について

議案4 農地法第5条の規定による許可について

議案5 非農地証明申請について

議案6 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄		○
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則		○	20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子		○
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正義	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第8回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 20 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。2番植木委員、3番迫廣委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号25から32について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 25 から 32 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」受付番号 25 から 32 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画（11 月 29 日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和元年 10 月期の申出分については、別紙「令和元年 11 月 29 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

※新規の集計が誤っており修正（合計欄 4 件を 9 件に、2 4 0 0 2 m²を 3 4 2 2 3 m²にそれぞれ修正）

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

9 番森兼委員 受付番号 6 番の借手について担当委員に確認したい。

13 番明賀委員 広島市にお住まいだが、実家へ帰られて農作業をされている。

議 長：その他ありませんか。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

受付番号 10 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概要)

受付番号 10

位 置 等：説明資料の 3 ページと 4 ページに記載

転用事由：牛舎建築

資金計画：一部補助金、残りは融資で対応

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：用途変更済

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

6番木村委員 牛舎規模、図面にある用悪水路、堆肥の処理について判る範囲で教えてほしい。

事務局員 6頭程度繁殖用牛として飼育、用悪水路は、現況も水路であったと思われます。既に別の牛舎で牛を飼育しており、堆肥舎や設備等も整っているので、これまでどおり適正に処理されると判断しております。

議長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長：それでは受付番号10について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員決定されました。

議長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号32から35について事務局からの説明を求めます。

※受付番号32については、前回総会で、配置計画がわからず保留となっている案件であり、転用事業者から提出された図面等により配置について説明

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号32

位置等：説明資料の5ページと6ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号33

位置等：説明資料の7ページと8ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号34

位置等：説明資料の7ページと9ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号35

位置等：説明資料の10ページと11ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：再生可能エネルギー発電計画認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

6番 32番について、認定出力が252枚、900枚いずれも49.5kwとなっているが理由があるのか。

事務局員 900枚の方については、蓄電池を設置され24時間売電をされる計画であると聞き取りしております。

議長：そのほかありませんか。

(なしという声)

議長：ないようですので採決にはいります。受付番号32から35については、一括で採決をしたいと思いますがこれにご異議がございませんか。

(なしの声あり)

議長：それでは受付番号32から35について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員決定されました。

議長：続きまして、議案第5「非農地証明について」を上程します。受付番号32から37について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

※議案の修正について受付番号35について 451番2の登記地目を、田から畑に訂正
また、現地確認の結果、440番は耕作がなされていたため取下げとなりました。

受付番号32

位置等：説明資料の7ページと12ページに記載

潰廃事由：このたび相続で継承したが、昭和の終り頃から耕作されておらず原野化している。

現地確認：現地は、杉が疎らに植生し、その他低木雑草が繁茂し農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号33

位置等：説明資料の7ページと13ページに記載

潰廃事由：このたび相続で継承したが、父が、平成7年頃軒を拡張し母屋と小屋と一体利用とした。

現地確認：現地は、小屋と本宅に挟まれた歪な形状の土地で宅地として利用されていた農地としての復元も困難で非農地と判断

受付番号34

位置等：説明資料の7ページと14ページに記載

潰廃事由：平成7年頃公共用地として現況雑種地の土地の寄附をうけたが、その後計画変更となりました。現在、市有財産として管理しているが、地目変更登記を行うため申請を行う。

現地確認：現地は、樹木や庭木が一部に植生し、表土は無く庭に近く雑種地であると確認し農地として

の復元も困難、利用も見込めず非農地と判断

受付番号 35

位置等：説明資料の 7 ページから 15 ページに記載

潰廃事由：平成元年頃から耕作困難な場所で、また、引越しをしたため更に管理できていない。

現地確認：現地は、低木、雑草が繁茂した原野で農地としての復元も困難で非農地と判断

受付番号 36

位置等：説明資料の 16 ページから 17 ページに記載

潰廃事由：昭和 50 年頃から耕作困難場所で耕作しなくなり現在に至る。

現地確認：現地は、草木が繁茂した原野となっており農地としての復元も困難で非農地と判断

受付番号 37

位置等：説明資料の 18 ページから 19 ページに記載

潰廃事由：昭和 50 年 3 月頃母屋宅地隣接地のため駐車場などとして利用しており農地としての認識が無く母屋の建替地として、平成 4 年頃に宅地として利用した。

現地確認：現地は、住居が建築されており農地としての復元は困難で非農地と判断

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

議 長：非農地証明について、受付番号 32 から 37 について、これを一括で採択したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですから受付番号 32 から 37 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 6 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について」を上程します。庄原市農業振興課からの説明を求めます。

(庄原市農業振興課管理係(本庁)：説明 以下 概略)

今回の改正内容は農業経営基盤強化促進法及び同法基本要綱の一部改正に伴うもので、改正にあたり同法第 6 条第 4 項により庄原市農業委員会へ意見を伺うものです。

議 長：以上で説明が終わりました。

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

17 番金本委員 認定農業者の方が手一杯の状況があり、新たなマッチングや集積に添えない部分があるのではないかと思います。

議 長：今回の改正については、法の改正に伴うものと理解してよいと思います。委員のご意見については、本日、午後の合同研修会でも皆さんから課題として出てくるものと思います。そのときにもいっしょに議論しましょう。

議 長：三吉委員さん何か意見はありませんか。

7 番三吉委員 議長がおっしゃるとおり、今回の改正の内容は、法の改正に沿った構想の一部改正で、今回の構想の一部改正に対しての意見は特にありません。

議 長：そのほか意見はありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

議 長：それでは「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について」提案のとおり改定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手多数 承認されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：つづいて会長報告を行います。

- 10 月 15 日 ウーマンネット広島 役員会
- 10 月 18 日 広島県農業会議 常設審議会
- 10 月 21 日 庄原市食育ポスター選考会 (欠席、入田会長代理、金本委員に出席願う)
- 10 月 24 日 三次市長を訪問 (女性農業委員の登用促進について)
- 10 月 30 日 口和地域農地パトロール
- 11 月 2 日 縁結び 延期とした。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(農地係長等が、その他事項について説明)

(その他の事項の中で、市政への意見書 (原案) についての協議を行いました。)

(農業者年金事務遅延による報告を事務局長が行いました。)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後 2 時 42 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和元年 11 月 6 日

議 長

(道下和子)

2 番委員

(植木登夫)

3 番委員

(迫廣芳秀)